



悪質商法から高齢者を守る！！

当選した無料バス旅行で 買ってしまったネックレス



事例

飲食店に置いてあったチラシを見て、無料の日帰りバス旅行に応募したら当選した。昼食もおいしかったし温泉も快適だったが、途中で宝石の販売元という店に寄った。いくつも試しているうちに、18万円のネックレスが気に入り、ローンで買う契約をしてしまった。家に帰ってよく考えてみたら、やはり高額だと思うので解約したい。

アドバイス

- ・無料バス旅行では、行程に**買い物できる施設や店舗**が必ずと言ってよいほど入っており、そこで見学していると販売員が巧みに商品を購入させようとします。
- ・相談は**40～70代の女性**からのものが多く、購入商品は**宝石類**のほか**磁気や炭のネックレス、皮革製品**などもあり、旅行で気分が高揚したりして、つい買ってしまおうようです。
- ・店舗での購入には**クーリング・オフ制度が適用されない**ため、事例のような場合は解約に応じてもらえないこともあります。
- ・ただし、施設等に寄ることが事前に知らされていなかったり、販売員に取り囲まれるなど、販売方法によっては取消しができる場合もありますので、消費生活センターへご相談ください。

被害に遭わないために！

- その場の雰囲気でのまれない
- 本当に必要なものかどうかよく考え、そうでなければ、きっぱりと断る

⚠ 契約は慎重に、冷静に考えてから

いりません！



わがらが
つひは
センター
に聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437

